

新旧対照表

改正後

改正前

(削除)

事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)

(平成 年分) 氏名

資産 の 区 分	旧租税特別措置法第10条の4第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第 項	第 項	第 項	第 項
	種類	②				
	設備の名称	③				
	取得又は賃借の年月日	④	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	対象事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額又は製作価額	⑥		円	円	円	円
リース 費 用	リース料(月額)	⑦				
	リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月
	リース費用の総額	⑨		円	円	円
	基準リース料(⑨× $\frac{60}{100}$)	⑩				
特 別 控 除 の 計 算	総所得金額	⑪				円
	事業所得の金額	⑫				
	事業所得の割合(⑫/⑪)	⑬	%			
	総所得金額に係る所得税額	⑭		円		
	事業所得に係る税額(⑭×⑬)	⑮				
	本年税額基準額(⑮× $\frac{20}{100}$)	⑯				
	取得価額又は製作価額の合計額(⑥の合計)	⑰				
	税額控除限度額(⑰× $\frac{7}{100}$)	⑱				
	特別控除額(⑱と⑯のいずれか少ない方の金額)	⑲				
	基準リース料の総額の合計額(⑩の合計)	⑳				
	税額控除限度額(㉑× $\frac{7}{100}$)	㉑				
	本年税額基準額残額(⑯-⑲)	㉒				
	特別控除額(㉑と㉒のいずれか少ない方の金額)	㉓				
差引本年税額基準額残額(⑯-⑲又は㉒-㉓)	㉔					
繰越税額控除限度超過額(前年分の㉔)	㉕					
繰越税額控除限度超過額から控除される金額(附表の㉖)	㉖					
差引繰越税額控除限度超過額(㉕-㉖)	㉗					
同上のうち本年控除額(㉗と㉓のいずれか少ない方の金額)	㉘					
特別控除額の計(⑲+㉓+㉘)	㉙					

取得分
(⑮-⑲)
⑳

リース分
(㉑-㉒)
㉑

合
計
㉒

繰越税額控除限
度超過額の内訳

機
械
設
備
等
の
概
要